

《自然科学研究機構への寄付に関する免税措置》

(岡崎市所在：基礎生物学研究所・生理学研究所・分子科学研究所・生命創成探究センター外)

【所得税関係の控除】

○財務大臣から指定 (平成16年3月財務省告示第178号及び昭和40年4月大蔵省告示第154号)

詳細は、最寄りの税務署(岡崎市の場合：岡崎税務署 電話番号 0564-58-6511【自動音声案内「1」】)までお問い合わせください。
※電話でのご相談で不十分な場合は、対面でのご相談をお勧めします。

【所得控除】

特定寄付金

個人の所得税法上の寄付金控除の対象となるもの
寄付金控除(所得控除)
個人の方が、寄付した場合に「特定寄付金」に該当するものであれば、寄付金控除の対象となります。
寄付金控除の額は、次の算式によって計算します。
その年中に支出した特定寄付金の額の合計額-2千円=寄付金控除額
(注)特定寄付金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が上限です。

指定寄付金

法人の法人税法上の全額損金算入を認められるもの

○税額控除制度について (租税特別措置法施行令第26条の28の2)

【所得税額控除】

令和2年度税制改正において、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこれらの者が行う研究への助成又は研究者としての能力の向上のための事業に充てられる寄付金も税額控除の対象となりました。
税額控除制度は、寄付者の所得税率に関係なく、一律に寄付金額の約4割を所得税額から控除する制度であり、特に小口の寄付者への減税効果が高いことが特徴です。
なお、**所得控除制度と税額控除制度**のうち、寄付者(納税者)の選択により、どちらか一方の**有利な制度を選択**することが認められています。
※「自然科学研究機構研究等支援事業基金」が対象となります。

【住民税(県民税・市民税)関係の控除】

制度の概要
・控除額

都道府県・市区町村が条例で指定した寄付金のうち、2千円を超える部分について税額控除されます。税額控除率は、都道府県指定の場合は4%、市区町村指定の場合は6%となります。(岡崎市居住の方は、都道府県と市区町村のどちらからも指定された寄付金となりますので、合せて10%の控除です。)

寄付金控除の手続き

①寄付金控除を受けるためには、寄付を行った方が、条例で指定された団体等が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。
②所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

○個人県民税の寄付金税額控除(愛知県)

詳細は、愛知県総務局財務部税務課(電話番号 052-954-6049)までお問い合わせください。

県民税【税額控除】

対象となる寄付金(総所得金額等の30%を限度)のうち、2,000円を超える部分×税率4%(名古屋市にお住まいの方は税率2%)が寄付をした翌年の個人県民税から控除されます。

○個人市民税の寄付金税額控除(岡崎市)

詳細は、岡崎市市民税課(電話番号 0564-23-6082)までお問い合わせください。

市民税【税額控除】

市区町村(岡崎市)が条例で指定した寄付金のうち、2,000円を超える部分について税額控除されます。税額控除率は、市区町村指定の場合は6%となります。

※控除例
(名古屋市居住)

県民税
(寄付金額100,000円-2,000円)×2%=1,960円【税額控除】

(岡崎市居住)

県民税
(寄付金額100,000円-2,000円)×4%=3,920円【税額控除】
市民税
(寄付金額100,000円-2,000円)×6%=5,880円【税額控除】